

・ R6. 5. 21 **追加**

○ V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合

旧	新
<p>(新設)</p> <p>V-50 領収書等の写しの提出方法</p> <p>Q 収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しの提出方法について、1枚の紙に複数の領収書等の写しを複写し、提出することとしても差し支えないか。</p> <p>A 差し支えありません。</p>	<p>V-50 政治団体の事務職員がコード決済を利用した立替払いにより物品を購入した場合</p> <p>Q 政治団体の事務職員が、QRコード決済等のコード決済を利用した立替払いにより物品を購入し、その後、政治団体から物品購入相当分の精算を受けた場合、収支報告書等の記載方法や領収書等の取扱いはどのようになるのか。</p> <p>A お尋ねの場合は、立替払いによる物品購入（V-45参照）であり、物品購入相当分の精算は政治団体内部の事務処理として、政治団体の事務職員に渡したものであると考えられます。したがって、支出を受けた者は事務職員ではなく、物品を購入した相手方を記載し、また支出の年月日は物品購入時点を記載することとなります。</p> <p>また、コード決済を利用した立替払いにより物品を購入した際に、事務職員が徴した領収書等を、当該物品購入に係る政治団体の支出に対応する領収書等として取り扱って差し支えありません。</p> <p>※ コード決済は、現状個人に紐付いた支払い手段として一般的には想定されているため、事務職員個人がコード決済により立替払いを行った場合についてお示ししていません。なお、政治団体がコード決済を利用する場合は、総務省政治資金課作成「国会議員関係政治団体の収支報告の手引き（平成27年12月改訂）」P137～P143に準じて記載することが考えられます。</p> <p>V-51 領収書等の写しの提出方法</p> <p>Q 収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しの提出方法について、1枚の紙に複数の領収書等の写しを複写し、提出することとしても差し支えないか。</p> <p>A 差し支えありません。</p>

なお、収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、政治資金規正法施行規則により、収支報告書の支出の項目ごとに分類して提出しなければならないとされています。

なお、収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、政治資金規正法施行規則により、収支報告書の支出の項目ごとに分類して提出しなければならないとされています。